

○財務省令第四十二号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条及び第二十六条の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第六一類の項中「紡織用繊維の糸」を「紡織用繊維の織物類又は編物」に改める。

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。